

市民税課税世帯の方でも介護保険施設の食費・居住費等の減額が受けられる場合があります

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所されている方で、負担限度額認定（食費・居住費等補助の制度）が非該当となる方でも、一定の要件を満たせば負担限度額認定の第三段階を適用することができ、ます（特例減額措置）。

次の①～⑥の要件を全て満たす方が対象となりますので、申請を希望される方はお問い合わせください。

■特例減額措置の要件

- ① 2人以上の世帯の方
 - ② 介護保険施設に入所中で、食費・居住費等の負担限度額認定を受けていない方
 - ③ 世帯の年間収入から、12か月分の施設利用者負担額（施設サービス費の自己負担、食費、居住費の見込額）を除いた額が80万円以下になる方
 - ④ 世帯の現金、預貯金等の合計額が450万円以下であること
 - ⑤ 世帯が自ら住む家など日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有していないこと
 - ⑥ 全ての世帯員が介護保険料を滞納していないこと
- ※右記でいう世帯とは、施設入所にあたり世帯分離した場合でも、同一世帯とみなされます。また、別世帯の配偶者も含まれます（世帯員

長寿訪問のお知らせ

長寿のお祝いに、市長や議長を始め、関係者をご自宅を訪問します。

■訪問予定日

9月11日（金）の午前中

※事前に市の担当者が訪問して、当日の訪問時間を調整します。

蔵のまちお休み処（中村街園）の運営事業者を募集します

■お休み処（中村街園）の概要

◇場所 半田市市中村町二丁目12

◇建物 木造瓦葺1階建

◇面積 11・47㎡

◇主な設備 水道（簡易温水機あり）、二層式シンク、エアコン

■募集条件など

◇募集条件 軽食の提供もしくは売店の営業を円滑に行うことのできる団体または事業者で、半田運河周辺に來訪される來街者や觀光客に觀光案内等のおもてなしの心を持った対応ができること

◇施設使用料 本市使用料条例等に基づく使用料を負担すること

◇光熱水費 運営事業者が契約して負担すること

◇営業日時 週5日以上で、土日、祝日に営業すること。また、昼間に営業すること

◇提出書類 応募申込書、企画書ほか添付書類

◇選考方法 書類及びプレゼンテーションによる審査

◇申込み・問い合わせ 9月17日（木）までに経済課へ

☎0634

※詳しくは、市ホームページ掲載の公募要項をご覧ください。

9月の「小型家電」回収日

車両脱着型コンテナを設置して、小型家電の回収を実施します。ご協力をお願いします。

日（曜）	場所
5日（土）	平地二区区民館
12日（土）	板山公民館
19日（土）	西区民館
26日（土）	新居区民館

※回収は各施設の駐車場で実施します。

■時間

9時～11時

■回収品目

大きさにかかわらず電気、電池で動くもの

※パソコンや携帯電話などは、ご自身でデータ消去をお願いします。

■回収できないもの

◇家電リサイクル対象品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど）
 ◇製品の大部分が布製、木製、皮製でできているもの（マッサージチエア、電気毛布、木製スピーカーなど）

◇蛍光管、電池

■問い合わせ

クリーンセンター ☎3567

高齡介護課 ☎0648